

令和元年度 第7回みなかみ町教育委員会会議録

1. 期日

令和2年3月18日（水）

2. 場所

中央公民館会議室

3. 出席者

田村義和教育長、鈴木長善教育長職務代理者、根津公安委員、利根川太郎委員、阿部剛委員

4. みなかみ町教育委員会会議規則第22条第3項による出席者の職名及び氏名

杉木隆司学校教育課長、本多太一学校教育課次長兼教育環境対策室長、入澤はるみ生涯学習課次長兼生涯学習係長、長谷川基管理主事兼指導主事、高橋輝学校教育課課長補佐兼学校教育係長、湯本昌宏学校教育課課長補佐兼教育環境対策係長、片桐郁子主幹

5. 開会（午後2時00分）

6. 日程第1 会期の決定及び会議録署名委員、及び書記の指名

会期は3月18日の1日限りと決定

鈴木教育長職務代理者が、会議録署名委員に阿部剛委員を、書記に杉木隆司学校教育課長を指名

7. 日程第2 報告第7号 みなかみ町教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育長が報告する

8. 日程第3 議案第25号 令和元年度末教職員人事異動について

教育長が議案を説明

異議なく原案どおり決定

9. 日程第4 議案第26号 みなかみ町招致外国青年任用規則の一部改正について

事務局が議案を説明

(根津委員)

第25条で、現行は営利企業へ従事してはならない。改正案は、営利企業へ従事することがないように努めなければならないとあるが、できるだけ他の仕事はしないように努めるが、やむを得ない場合は仕方がないという判断で良いか。

(事務局)

届出を行い町長の許可が得られれば良い。地方公務員法の規定が適用されるようになる。

(利根川委員)

改正案の第26条第2項(1)、病気等で20日以上を超えた場合には、懲戒及び免職の対象になるということか。

(事務局)

免職ではなく、休職の扱いになる。

10. 日程第5 議案第27号 みなかみ町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

(利根川委員)

教育職員の範囲とは。

(教育長)

校長、教頭、養護教諭、栄養職、事務職を指し、県の条例第2号に記載されている。

(利根川委員)

1ヶ月の時間外在校時間の上限を45時間としているが、現状は難しいのか。

(教育長)

中学校で今までどおり部活を指導していれば、どうしても超えてしまう時間数である。1ヶ月の上限は45時間だが、年間では360時間なので、平均すると月30時間。余程思い切った策がないと守るのは難しいと思う。

(阿部委員)

このラインが守られている学校はあるのか。

(教育長)

町内では数校、比較的規模の小さい学校で守られている。ただ、家庭の事情で早く帰るが、家で教材準備をするという様なことがあれば、表に出てこないのだから分らない。

(根津委員)

部活のない小学校はどうか。

(教育長)

小学校でも在校時間の長い人はいる。人によるところもあると思う。

(阿部委員)

この議案を承認するのは簡単だが、学校現場を良く理解していない人に無理矢理押しつけられたように思えるので、決まりが守られている学校があるなら参考にし、どうすれば良いのか考えていかなければならないと思う。

(教育長)

しきりに働き方改革と言われてるが、意識を変えていかなければならないと思う。

11. 日程第6 議案第28号 みなかみ町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインの一部改正について

(利根川委員)

第3の1、③の自己研鑽とは、どの程度までを言うのか。

(教育長)

自分の資質を高めるために読書をする事などだが、教材研究と線引きが難しいところである。職務命令ではないPTA活動とか、個人として資格を取るなどの時間は自己研鑽に入る。

(阿部委員)

目標達成は出来そうもないのに、国は何も研究せずに守れと言っているように感じる。

(教育長)

国からも業務改善に係るいろいろな資料が出ている。例えば、会議の持ち方や教材の管理の仕方についてで、部活動についても地域のスポーツクラブに任せるようにとある。難しいとは思いますが。

(阿部委員)

決める以上は守らなければならないが、保護者の皆さんにどのように伝えていくのか。変化している状況や情報を伝え、理解してもらえるような取り組みが必要になると思う。

(教育長)

学校は働き方改革によりこうなりますと、周知を行う必要がある。教育委員会から保護者の皆さんに文書等で周知した方が良いと思う。

12. 日程第7 議案第29号 みなかみ町立中学校部活動指導員設置要綱の制定について

(根津委員)

第8条の報酬等について、具体的に金額はいくらになるのか。

(事務局)

等級ごとに金額が設定されており、時給で1,100円位の設定になる予定。

(利根川委員)

第3条(1)にある日体協の指導員の資格を取る際、かかる費用について補助制度が作れないか検討してもらいたい。また、(2)に経験がある者とあるが、単に経験があるだけでは少し心配だ。勝ち負けにこだわり過ぎてトラブルになることもあるので、もう少し限定しておく必要があると思う。

(教育長)

学校長が推薦する者としており、面接等を実施したうえで、適格性を有する人が推薦されると考えている。

(阿部委員)

第7条の服務に関し、学校長の推薦で選んだとしても、実際に指導している中で問題が出てしまった場合、こちら側から辞職を勧められる項目を設けた方が良いのではないかと。

(教育長)

ご指摘はごもっとも。服務違反の項目は厳しい内容になっているので、その中のどれかに相当し、辞職を勧められると思っている。

(阿部委員)

実際運用が始まった時に困らないようにしておいた方がよい。学校と生徒を守るといふ観点では、こちら側から守れる条文を用意しておいた方がよいと思う。この内容で対応できるというのであれば特に異論はない。

(事務局)

部活動指導員は、今までと違い、学校教育法施行規則に位置づけられ、町が責任を持って任用することになる。会計年度任用職員なので地方公務員法や町の示す服務規程が適用になる。

(教育長)

学校長が人物を確認して推薦する人を、事務局でも面接等をし任用することになる。

13. 日程第8 議案第30号 みなかみ町奨学金の認定について

事務局が議案を説明

合計2件を審査する

14. 日程第9 議案第31号 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金（新入学学用品費の入学前支給）の認定について

事務局が議案を説明

合計1件を審査する

15. 日程第10 議案第32号 みなかみ町教育委員会事務局等の組織及び事務処理規則の一部改正について

事務局が議案を説明する

質疑なし

異議なく原案どおり決定

16. 閉会（午後3時30分）